

不適正森林開発

防止キャンペーン

森林の立木伐採や森林開発をする場合は、森林法に基づく手続きが必要です。

可茂農林事務所では、不適正な森林開発を防止するため、11月を「不適正森林開発防止キャンペーン」として、指導強化に取り組んでいます。

森林内で不審な「木の伐採」、「新たな建築物や掘削」などを発見した場合は、ご連絡ください。

☎ 不適正森林開発 一一〇番

(岐阜県可茂農林事務所林業課内)

☎ 253111(内線426)

「女性の人権ホットライン」

全国一斉で強化週間

夫・パートナーからの暴力、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントやストーカ行爲など、女性をめぐる人権相談に、人権擁護委員が中心となって電話で相談に応じます。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、どなたでもお気軽にご利用ください。(通話料は相談者負担)

☎ 11月12日(月)から18日(日)まで7日間

平日 午前8時30分から午後7時まで

土・日曜日 午前10時から午後5時まで

受付電話番号

0570070810

※平日は岐阜地方公務局人権擁護課、土・日曜日は名古屋法務局につながります。

※相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

☎ 他 上記強化週間以外も、平日午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。

また、パソコン・携帯電話・スマートフォンからも人権相談を受け付けています。

<http://www.jinken.go.jp/>

事業主のみなさまへ

労働保険の手続きはお済みですか

1人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。

「労災保険」は、労働者が業務や通勤によって、負傷・疾病・死亡した場合に、労働者本人や遺族に必要な給付を行います。

臨時・アルバイトなどであっても、雇用した労働者は全て対象になります。

「雇用保険」は、労働者が失業したときや、

教育訓練を受講したときなどの場合に、必要な給付を行います。

パートタイム労働者も、労働時間によっては雇用保険に加入しなければならない場合があります。

なお、昨年より65歳以上の方も雇用保険の対象となりました。(資格取得届の提出が必要) また、事業主に対しては、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図るための各種助成金制度があります。

加入手続きをしていない事業主の方は、すぐに手続きをお願いします。

☎ 岐阜労働局総務部労働保険徴収室

☎ 0582458115

または、関労働基準監督署

☎ 0575223251

編集後記

24ページで紹介している、乳幼児学級の絵本ライブは、私も以前担当した、とても思い出のある行事です。

乳幼児学級は小さなお子さんをもつ保護者のみなさんが、気楽に参加できる、学びの場...と言っても、難しいことはありません。リラックスして同年代のお子さんをもつ方との交流を深めていただくことを目的にしています。まだ参加されていない方は、ぜひご参加ください！

これからも、子どもたちの笑顔をお届けします！

(総務課 広報行政係 船戸)